

2025年6月26日

各位

会社名 クリアル株式会社
代表者名 代表取締役社長 執行役員 CEO 横田 大造
(コード番号: 2998 東証グロース)
問合せ先 取締役副社長 執行役員 CFO 金子 好宏
(TEL. 03-6264-2561)

不動産特定共同事業法3号4号事業に係る許可取得に関するお知らせ

当社は、不動産特定共同事業法に基づく金融庁長官・国土交通大臣許可を取得いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 概要

当社は、2025年6月26日付で、不動産特定共同事業法第2条第4項第3号及び第4号（電子取引業務含む）に掲げる業務（以下「不特法3号4号事業」といいます。）を営むことについて、金融庁長官及び国土交通大臣から以下のとおり許可を受けました。

許可年月日	2025年6月26日
許可番号	金融庁長官・国土交通大臣 第135号
許可の範囲	不動産特定共同事業法第2条第4項第3号及び第4号（電子取引業務含む）に掲げる業務 ※なお、引き続き同第2条第4項第1号及び第2号（電子取引業務）の許可も含まれております。

当社の不動産クラウドファンディングサービスは、これまで不特法第2条第4項第1号及び第2号（電子取引業務含む）に基づくサービス運営を行っていましたが、SPC（特別目的会社）を活用したファンド運営の実現が可能になる不特法3号4号事業に取り組むべく、2025年3月31日に許可申請に係る本申請をしておりました。不特法3号4号事業に基づく不動産クラウドファンディングサービスによる、投資家様及び当社に対する様々なメリットの詳細については、同日公表の補足説明資料をご確認ください。

新たな不動産クラウドファンディングサービスの展開により、不動産クラウドファンディングの投資家様に対する安全性及び収益性の更なる向上を図るとともに、当社は、安定的かつ加速度的な成長フェーズへの移行を目指して参ります。

2. 今後のスケジュール

この度の許可取得を受けて、速やかに不特法3号4号に基づく不動産クラウドファンディングサービスを開始する予定です。不特法3号4号に基づく不動産クラウドファンディングサービスの開始時

期は、2025年8月以降を予定しております。

3. 今後の見通し

不特法3号4号事業の許可取得による2026年3月期の業績に与える影響につきましては、2025年5月15日に公表いたしました2026年3月期連結業績予想に織り込み済みです。なお、今後公表すべき事実が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以上